

定額給付金の申請について

受付期間：平成21年3月23日(月)～9月24日(木)

国の経済対策の一環である定額給付金の給付要件などは、以下のとおりです。 地域政策課 内線238・239

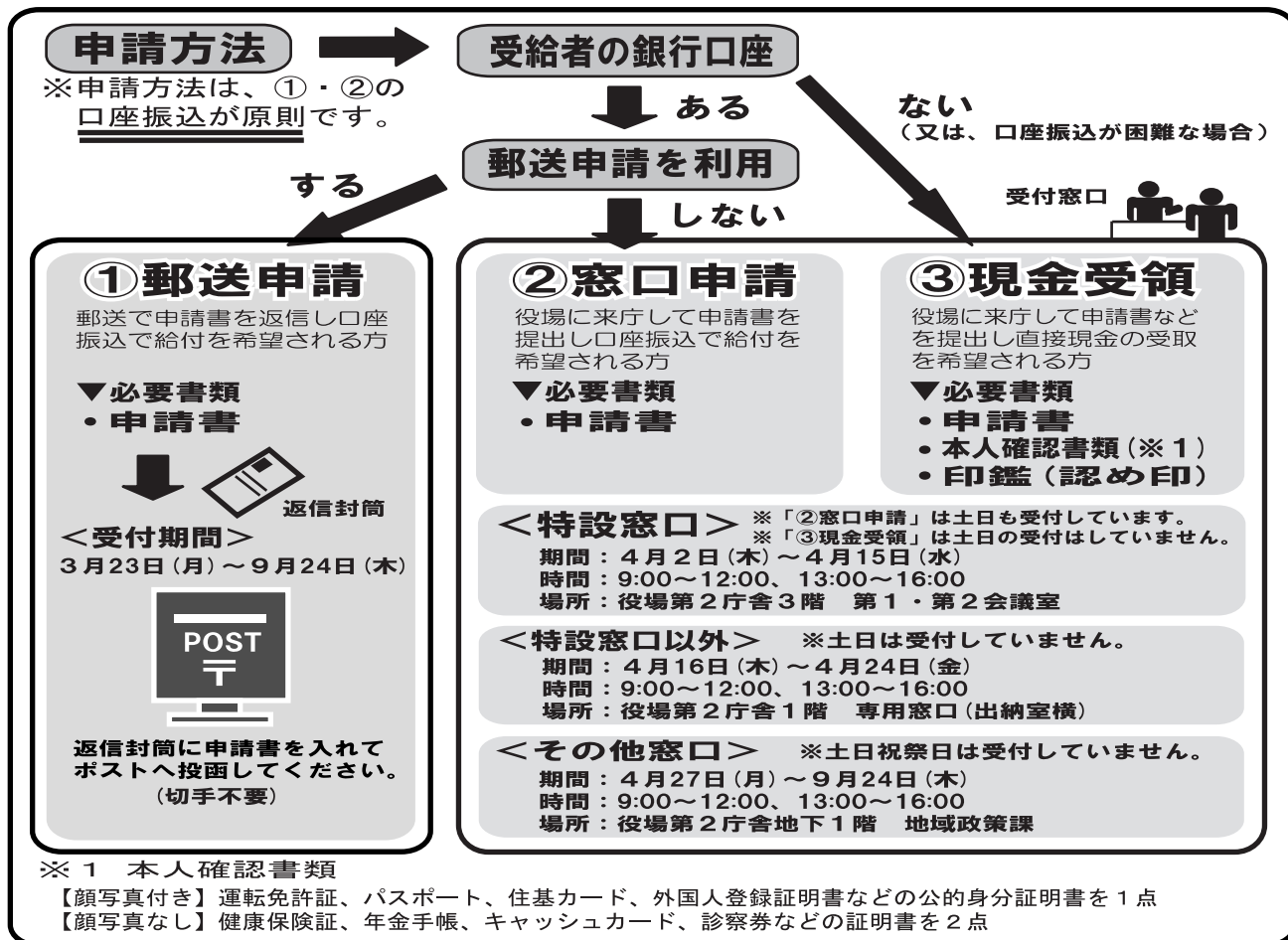
【基準日】平成21年2月1日現在

【給付対象】(1)住民基本台帳に記録されている方

(2)外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者及び短期滞在者は対象外)

【給付金額】1人につき12,000円(基準日に65歳以上又は18歳以下の方は20,000円)

【受給者】給付対象者の属する世帯の世帯主



- 「子育て応援特別手当」の支給対象者について(※平成14年4月2日～平成17年4月1日生)
上記の給付対象世帯で、18歳までの子の内、第2子以降で小学校就学前3年間(3～5歳)の子が支給対象となります。
詳細は、福祉課(内線315・316)までお問い合わせください。

「振り込み詐欺」被害防止の対策について

地域政策課 内線238・239

定額給付金の支給について

- 町から定額給付金に関する電話連絡はしません。すべて文書で行います。
- 町からATMへ行くように指示することはありません。
- 職員が自宅を訪問しキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞くことはありません。
- 定額給付金に関するフリーダイヤルなど専用電話は設けません。従来の代表番号63-2111を使用します。

「振り込み詐欺」被害防止のお願い

- 家族だけの「合い言葉」を決める。(例：「ペットの名前」など)
- 「電話番号が変わった」と知らせきたら、以前の番号に必ず連絡する。
- 電話で「お金」の話が出たら「振り込み詐欺」と疑う。

定額給付金に関して電話連絡があった場合の連絡先

小田原警察署 ☎32-0110 (代表)